

意見の要旨に対する警察本部の考え方

1 賛成意見

意見の要旨	警察本部の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 勇気を持って善悪を言える世の中にするためには、このような条例ができることはありがたい。 ○ 明るい社会にするため、社会が一丸となって取り組んでいく必要がある。 ○ 暴力団との関係を持たない気運が高まっている最近の社会情勢において、このような条例が制定されることは、非常にありがたい。 ○ お客様に安全・安心をアピールしていくことが事業者の使命であり、それが街の活性化につながる。 ○ この条例が早急に施行されることを期待する。 ○ 警察だけでなく、社会全体から暴力団を排除していく姿勢が素晴らしく、非常に良い条例と感じた。 ○ この条例が制定された後は、暴力団に資金を渡す事業者がなくなることを期待している。 ○ 大変良い条例だと思う。この条例をきっかけとして三重県から暴力団がなくなることを望む。 	<p>◎ 県民の皆様から貴重な御意見をいただきありがとうございました。寄せられた御意見を十分検討し、条例の制定に取り組んだ結果、目標としていた9月議会に条例案を提出することができました。</p> <p>今後も、来年4月1日の施行に向け、全力で取り組み、県民が一体となった暴力団排除活動を推進していきたいと考えております。</p>

2 罰則の強化を望む意見

意見の要旨	県警本部の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 努力義務規定を極力、義務規定に、義務規定違反には過料若しくは罰則を定める等、現行案より更に厳しい条例にして欲しい。 	<p>◎ 県民の皆様が、暴力団排除に深い御理解をいただいていることを改めて認識しました。暴力団排除を推進していく上で厳しい処罰で対応することは重要なこと</p>

<p>○ 違反した事業者に対しては、勧告・公表の措置を講じるのではなく、罰則を科す等、より一層厳しい条例にして欲しい。</p> <p>○ 暴力団に金を渡す事業者に対しては、行政指導ではなく、罰則を設けて厳しい処罰にして欲しい。</p>	<p>とではありますが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を始めとする他法令の罰則規定との整合性等を検討した結果、行政指導とすることが妥当と判断しました。</p> <p>なお、本条例の実効性を担保するため、違反者には、積極的な行政指導を実施していきます。</p>
---	--

3 要望意見

意見の要旨	県警本部の考え方
<p>○ 不動産取引において「買戻し」まで定めるのは厳しいと思う。買戻し請求権は売り側・買い側の両方が持つ権利で、判例からしても売り側の敗訴が多く、買戻しを規定することにより、多大な損害が発生する恐れがある。</p>	<p>◎ 本規定は、努力義務規定に留めているところであり、過度の負担を強いるものではありません。</p> <p>暴力団事務所の開設等を阻止するためには、契約解除権と併せ、第三者への対抗要件を備える買戻しを規定することが効果的であり、かつ、大きな抑止力に繋がるものと考えております。</p>
<p>○ 不動産取引の条文中において「暴力団事務所と判明した場合は、契約を解除する旨の暴力団排除条項を契約書に定めるものとする。」と規定して欲しい。</p>	<p>◎ 契約自由の原則等から、契約者に暴力団排除条項の導入を強制することは難しく、あくまでも事業者側の責務として、各事業者の方々が自主的に、暴力団排除条項を導入していただきたいと考えております。</p>
<p>○ 条例を見て、最も強く感じたのが青少年の健全育成で、最近の若者は、興味本位やちょっとした勘違いで簡単に悪の道に進む傾向がある。</p> <p>PTA役員を務めていた当時、教員から、「中高生が暴力団員と交友関係を持っている。暴力団事務所に入出入りしている。」等の話を聞いたことがあったので、この条例でなんとかして青少年が暴力団やその関係者との関係を遮断できるよう</p>	<p>◎ 青少年が暴力団員と交友することにより、暴力団員が青少年に対し暴力団事務所の電話当番や事務所内の清掃、暴力団の活動にかかる使役をさせる等、青少年を酷使することによる福祉的な被害や監禁等の二次的被害から青少年を保護し、青少年に及ぼす悪影響を排除する条項が必要であると考えました。</p> <p>そこで、県民の皆様からの御意見を十分に検討した結果、青少年の健全な育成</p>

な施策を講じていただきたい。

を図るための措置として、条例案第16条において、青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止する条項を全国に先駆けて設けることとしました。

その概要は、暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならないとするもので、違反した当該暴力団員には、中止命令を発し、同命令に違反した場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に科すこととしております。

4 反対意見
なし